

## 高知県立消費生活センターキャラクター「くまっちゃん」使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、消費者行政に関する啓発を若年者等に親しみやすく楽しいものにするために作成した高知県立消費生活センターキャラクターの「くまっちゃん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (範囲)

第2条 この規程で定めるキャラクターは、次に掲げるとおりとする。

- (1) キャラクターの着ぐるみ
- (2) キャラクターを使用した啓発資材(のぼり、パネル等)
- (3) キャラクターのイラスト

### (対象事業)

第3条 キャラクターを使用する事業は、消費者行政に関連する事業とする。

### (使用許可申請及び使用許可)

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ高知県立消費生活センター所長(以下「所長」という。)に別記第1号様式による使用許可申請書(以下「申請書」という。)及び次に掲げるものを提出し、許可を受なければならない。ただし、国の機関、県の機関又は県内の地方公共団体にあつては、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 着ぐるみ又は啓発資材にあつては、使用する事業の概要を記載した書面又は電子データ
  - (2) イラストにあつては、使用する物品又は電子データの完成見本(提出が困難な場合は、使用状況を確認することができる写真、図面又は電子データ)
- 2 所長は、許可申請があつたときは、その内容を審査し、別記第2号様式による使用許可(不許可)書により通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定により申請書の提出が省略された場合は、使用許可(不許可)書を省略するものとする。
- 3 所長は、前項の規定により許可した場合において、別記第3号様式による物品貸付簿に記帳し、管理を行うものとする。

### (使用許可の制限)

第5条 所長は、次のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 第3条に規定する事業以外に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利目的に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 高知県立消費生活センターの信用又はイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の政党、公職の候補者若しくは宗教団体を支援し、又は公認している

- ような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (6) その他キャラクターの使用が適当でないと認められるとき。

(使用上の遵守事項)

第6条 所長から使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された使用目的以外には使用しないこと。
- (2) キャラクターの使用に際して、故意又は過失により県に損害を与えた場合には、これによって生じた損害を賠償すること。
- (3) 着ぐるみ又は啓発資材にあつては、借受のときに別記第3号様式による物品貸付簿に記載及び押印をし、返却のときに現物の確認を受けること。
- (4) 着ぐるみ又は啓発資材にあつては、汚損しないよう細心の注意を払い、著しく汚損した場合には、所長の指示する方法により原状回復をすること。
- (5) イラストにあつては、定められたとおりの色(単色で使用する場合を除く。)及び形とし、イラストの下に「高知県立消費生活センター『くまっちゃん』」と表示すること。ただし、当該表示が困難である場合には、「くまっちゃん©高知県」と表示することができる。
- (6) イラストを使用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、所長が特に付した条件に従うこと。

(使用許可の変更)

第7条 使用者は、申請内容に重要な変更が生じたときは、別記第4号様式による使用許可変更申請書を所長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、第4条第1項ただし書の規定により申請書の提出を省略した場合は、使用許可変更申請書の提出は省略することができる。

- 2 第4条の規定は、前項の許可について準用する。

(使用許可の取消し等)

第8条 所長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、使用者に対し、使用物品の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者がこの規程又は許可条件に違反したとき。
- (2) キャラクターの使用方法が申請内容と異なるとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- 2 所長が、当該許可を取り消すときは、別記第5号様式による使用許可取消通知書により通知するものとする。

- 3 所長は、使用者が第1項の規定により使用の許可を取り消されたことによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第9条 所長は、使用を許可したキャラクターの使用状況について、調査することができる。使用者は、所長から要請を受けた場合、キャラクターの使用実態を報告し、及び使用物品等を提出しなければならない。

(使用料)

第10条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、第4条の規定により許可を受けたキャラクターの使用に係る権利を第三者に譲渡し、又は着ぐるみ若しくは啓発資材を第三者に転貸することができない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年2月24日から施行する。

附則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。